

一般廃棄物処理業許可書

住 所 河東郡鹿追町鹿追北 5 線 2 番地 2 3

氏 名 有限会社健勝重建

代表取締役 相澤 政則 様

令和7年12月26日 に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり許可します。

事業の範囲	収集・運搬・中間処理・最終処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	木くず（剪定木・流木）、スキ取り物（ボサ）、伐根物
営業所の所在地及び名称		河東郡鹿追町鹿追北 5 線 2 番地 2 3 有限会社健勝重建
許 可 期 間		令和 7 年 1 月 20 日 から 令和 9 年 1 月 19 日 まで
一般廃棄物の収集を行うことができる区域		浦幌町一円
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	鹿追町鹿追北 5 線 2 番地 1 2 有限会社健勝重建 一般廃棄物中間処理施設
	そ の 他	(1) 収集運搬にあたっては、飛散、流出の防止等に留意すること。 (2) 許可に関する営業を行うにあたっては、各関係法令を遵守すること。 (3) 許可証の有効期限が満了したとき又は、営業を廃止したときはその効力を失う。 (4) 新たな搬入（搬出）がある場合、別途協議すること。

令和7年1月29日

浦幌町長 井 上

